

## 学部学生の来所について

分子科学研究所では、教育上真に必要と認められ、かつ、共同利用研究に支障を来すことのない場合に限り、共同利用研究者である指導教員に帯同して来所する学部学生を研究補助者として認めております。

来所条件を確認した上で、申請手続きを行うようにしてください。

### 【 来所条件 】

- (1) 学部学生は、当該大学の指導教員の立会いの下に、研究(実験)補助を行うこと
- (2) 機構の規則等、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する機構長、研究所長、研究主幹、研究施設長及び関係者の指示に従うこと
- (3) 財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む。）又はこれと同等以上の保険に加入していること

### 【 来所に当たっての申請 】

研究(実験)補助者として学部学生の派遣を希望する大学の学長又は学部長は、『学部学生の派遣について（申請）』様式にて、原則として派遣希望日の2週間前までに所内対応教員を通じて分子科学研究所長に申請をする。

※共同利用研究採択期間内であっても、来所の都度申請は必要になります。

### 【 許 可 】

来所することを適当と認めた場合は、分子科学研究所長より、申請者所属長宛てに許可を通知します。

### 【 許可の取消し 】

指導教員若しくは学部学生がこの申合せに違反した場合又は来所することが適当でないと認めたときは、許可の取り消しをさせていただきます。